

社会福祉法人瑞祥会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員、男性職員ともに継続して就労できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

2. 内 容

目 標 1 男性職員の平均勤続年数を 10 年にする
女性職員の平均勤続年数を 10 年にする

(対策)

令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月 3 1 日

各施設において研修を充実させる。具体的には年間研修計画をたて実行する。

令和 7 年 4 月～

育児休暇及び介護休暇について職員に周知し、取得しやすい環境を整備する。対象者がいれば個別に説明し、事務手続き等を行う。育児休暇取得率 1 0 0 %を継続させる。

令和 7 年 4 月～

育児休業明け職員の短時間就業の推進により定着率の向上を図る。

令和 7 年 4 月～

人事考課制度を効果的に運用する。評価結果を一時金や昇格等に反映させる。

目 標 2 男女の人事評価の結果における差異 0 を継続する

(対策)

令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月 3 1 日

各施設人事評価者に対して人事評価に対する研修(男女の人事評価における差異について)を行う。